

東弁2025人権第710号
2026（令和8）年3月23日

府中刑務所
所長 西岡 慎介 殿

東京弁護士会
会長 鈴木 善和

人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴刑務所に対し、下記のとおり勧告します。

記

第1 勧告の趣旨

貴刑務所が、申立人を被告とする離婚訴訟の第一審判決の控訴期限を認識しながら、控訴状の発信申請を受けた後速やかにポストに投函しなかったことは、申立人の裁判を受ける権利（憲法第32条）を侵害したものである。

よって、今後同様の人権侵害が行われることのないよう、貴刑務所に対し、被収容者が、法令上提出期限の定められている信書の発信を求める場合には、当該信書の検査を行う必要がある場合であっても、当該期限を念頭に、被収容者に不利益が生じないように速やかに信書発信に必要な手続を行うよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

- (1) 貴刑務所は、申立人に対し、令和元年12月27日、申立人を被告とする離婚請求訴訟の第一審判決（請求認容）の判決謄本を交付した。同判決の控訴期限は令和2年1月10日金曜日であり、貴刑務所はそのことを認識していた。
- (2) 申立人は、貴刑務所に対し、申立人が所属する工場における年明け最初の信書定期発信受付日である令和2年1月7日火曜日に、通数外発信願及び同封郵送宅下願の各願箋と共に、東京家庭裁判所宛の控訴

状（令和2年1月5日付）の発信申請を行った。

- (3) 貴刑務所では、裁判所宛の発信等のうち、法定の不変期間がある発信は、優先して処理することとなっていた。

もっとも、同月上旬は貴刑務所内における発信申請の件数が多かったため、貴刑務所が所定の手続きを終えて同控訴状をポストに投函したのは、同月9日（木）（時刻不詳）であった。

- (4) 申立人の控訴は、同控訴状が控訴期限である同月10日までに東京家庭裁判所に届かなかつたため、不適法却下された。

- (5) 申立人は、同月16日付で控訴却下決定に対して即時抗告を行なった。

その結果、東京高等裁判所は、同年5月28日に、民事訴訟法第97条第1項による訴訟行為の追完が認められる余地があることを理由に、控訴却下決定を取り消し、原審に差し戻した。

2 権利侵害性

- (1) 敗訴判決に対して控訴する権利は、わが国で三審制が採られていることや、民事訴訟においては第一審判決で敗訴した当事者は原則として制限なく控訴できるとされていること（民事訴訟法第281条第1項）等からすれば、憲法が保障する裁判を受ける権利（憲法第32条）の一内容というべきであり、刑事施設の被収容者にも当然に保障されなければならない。

- (2) 貴刑務所は、令和元年12月27日、申立人を被告とする離婚請求訴訟の第一審判決（請求認容）の判決謄本を交付していることから、当該判決の控訴期限が令和2年1月10日であることを認識していたものと認められる。また、貴刑務所は、申立人が所属する工場における年明け最初の信書定期発信受付日が令和2年1月7日火曜日であることも当然把握していたものと認められる。さらに、貴刑務所から東京家庭裁判所に宛てて信書を普通郵便で発信する場合、ポストへの投函後信書が東京家庭裁判所に届くまでに通常2～3日程度かかるであろうことは容易に想定できるところといえる。

以上の事情からすれば、貴刑務所としては、令和2年1月7日に申立人から控訴状の発信申請があった際、ただちに必要な検査を行った上で、発信申請の当日、遅くともその翌日の郵便集荷に間に合う時間までには、ポストへ投函すべきであった。

それにもかかわらず、貴刑務所が同月9日（時刻不詳）まで申立人の控訴状をポストに投函せず、結果的に申立人の控訴状が控訴期間内

に東京家庭裁判所に届かず、一度は控訴却下決定がされたことは、申立人の裁判を受ける権利を侵害するものであり、非難を免れ得ない。

- (3) この点、貴刑務所は、申立人の控訴状を投函するまでに時間を要した理由として、同月上旬は貴刑務所内における発信申請の件数が多かったことを挙げる。

しかし、年末年始休暇明けに信書の発信申請の件数が増えることは容易に想定できることであり、法定の不変期間が定められた発信書を優先的に取り扱うことができない理由となるとは考え難い。また、仮に発信申請の件数が増加することによって優先的取り扱いができなくなる可能性があるのであれば、年末年始休暇明けに控訴期限等を迎える者に対しては、指定日外発信願箋等を利用して早めに控訴状等を提出するよう指導することも可能であったところ、そのような働きかけがなされた形跡もない。

したがって、貴刑務所が申立人の控訴状をポストに投函するまでに時間を要したことが正当化されるような事情があるとはいえない。

第3 処理意見

貴刑務所では、裁判所宛の発信等のうち、法定の不変期間がある発信は、優先して処理することとしており、被収容者の裁判を受ける権利（憲法第32条）が全うされるよう一定程度の配慮をしているところである。また、本件では、申立人が控訴却下決定に対して即時抗告を行ったことにより、控訴期限徒過を理由とする控訴却下決定は取り消された。

もともと、こうした事情を考慮してもなお、申立人の控訴状が控訴期間内に東京家庭裁判所に届かず、一度は控訴却下決定がされたことは、申立人の裁判を受ける権利（憲法第32条）を侵害するものである。

よって、裁判を受ける権利（憲法第32条）の重要性や、申立人が控訴できたのが申立人による即時抗告の結果に過ぎないこと等に鑑み、貴刑務所において、受刑者の裁判を受ける権利に対する配慮を一層徹底することを期して、頭書のとおり勧告する。

以上